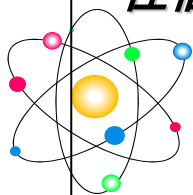




住信 年金情報



PENSION NEWS

(平成21年3月11日)

年金信託部

【厚生年金基金】 厚生年金基金と社会保険庁の年金記録突合等 に関する通知の発出について

平成21年3月9日、厚生労働省から地方厚生局長宛に「厚生年金基金の加入員原簿等の記録の整備等に係る事務処理について」(年企発第0309001号)(*1)が発出されましたのでご連絡いたします。

(*1) <http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/090309tsuuchi.pdf>

この通知は、平成19年10月9日付「厚生年金基金における加入員原簿の記録の適正な管理等について」(*2)において、被保険者原簿と加入員原簿との突き合せに関して「取扱いに係る詳細な事務処理要領等については、別途通知する」とされていたことを受けて発出されたものです。

(*2) <http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/071010keidkziea.pdf>

この通知において、社会保険庁の保有する厚生年金保険被保険者原簿の記録と厚生年金基金の加入員原簿等の記録との突き合せに係る基金における標準的な事務処理方法が定められておりますが、当該事務処理方法の概要は「すみしん年金事務ほっとニュース」にて別途ご案内致します。

また、事務処理方法の具体的な内容(※)については、不明な点が多いため、追加情報が得られましたら別途ご連絡申し上げます。

(※) 特に、加入員記録等の訂正後の取扱いとして、取扱いによっては規約変更に関する手続きが必要であるという内容が定められている点

《通知14頁 抜粋》

基金において掛金を徴収することができなかった期間のうち、厚生年金保険被保険者期間においても法第75条を適用することとされた期間にあつては、規約に定めることにより、当該期間について給付を行わないことは可能であること。

以上